

別記様式第四（第八条関係）

制 限 外 積 載 許 可 申 請 書 設 備 外 積 載 車 荷 台 乗 車				
警 察 署 長 殿			年 月 日	住所 申請者 氏名
申請者の免許の種類		免許証番号		
車 両 の 種 類		番号標に標示されている 番号		
車 両 の 諸 元	長 さ	幅	高 さ	最大積載量
	m	m	m	kg
運 搬 品 名			長 さ	m
制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設 備 外 積 載 の 場 所		荷 台 に 乗 せ る 人 員		
運 転 の 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで	
運 転 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地	
	通 行 する 道 路			
第 号 制 限 外 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条 件				
年 月 日 警 察 署 長 印				

備考1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

※ この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。